

1 骨子の法的位置づけ

資料・関係法令の体系について

女性支援新法の目的（1条）、基本理念（3条）が、この法の宝。これをどのように具現化するかが一番の問題

基本方針（告示）を上位に位置づけるべき

政省令もこれに拘束されることが明記されるべき

社会福祉法は、省令・女性の自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるにあたっての根拠法となるが、これも、女性支援新法の理念・基本方針に拘束される。

法＝女性支援新法と社会福祉法 65条（施設基準についての規定）

この法の委任を受けて、大臣告示（公表義務）、政令、省令が発布される予定。

⇒これらの政省令は、新法の目的・基本理念を実施するためのもの

基本方針（7条）（大臣告示）は、これから発令される関連政省令等の全てに影響を与えるものでなければならない＝政省令の上位にあるものとの位置づけ

⇒基本方針の内容を実施するために、基本計画、政令、省令、告示、通知等が発令される

（告示・法9条7項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、省令「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の施行規則」で定められる、一時保護の要件（どのような場合に一時保護をするのか）等に関するものであり、省令の下につけられるべきものではないのか）

2、基本理念と基本方針と政省令の関係

抽象化された基本理念を施策として方針化するのが基本方針、これをより具体化するのが基本計画であり、これを実行するための法令が政省令。これが時に、実行段階で、政省令、通達や通知で、基本理念と乖離したり、齟齬してしまうことがある。

これを避けるためには以下のことが必要

(1) 基本方針及び基本計画策定（変更）手続きについて

今回、有識者会議が設けられ、基本方針及び政省令の準備過程に、有識者及び現場を担う関係者が集められ、意見出しの機会を与えられている。これを施行準備過程だけのものとせず、今後の手続きにも制度的に保障されているべきである。

・基本方針を変更する場合（7条3項）＝関係行政機関の長に協議

ここに関係民間団体や女性相談員等が入ることをどこかに明記すること

参考例 男女共同参画基本計画

障害者政策委員会

(2) 権利擁護の仕組みの構築・支援の質を公正かつ適切に強化する仕組みの構築

公布後3年（令和7年・2025年）を目途に検討（附則2条1項）

⇒この仕組みの構築は、今後施行される本法の実施状況を判断するにとっても重要。

よって、この検討の推進母体に関係民間団体及び女性相談の現場のものが関わる必要がある。このことを、基本方針に明記すること

(3) 法律の施行の状況についての検討

施行後3年（令和9年・2027年）を目途に検討（附則2条2項）

⇒上同

(4) 基本方針（骨子）の内容

抽象化された基本理念を、それが法定された過程に遡り、立法事実を踏まえたものに書き換える。

基本理念（3条）のキーワード

1項

女性の抱える問題＜多様化＞＜複合化＞＜複雑化＞していることを踏まえ、

＜意思の尊重＞

＜最適な支援＞

＜福祉の増進＞

＜心身の健康の回復のための援助＞

＜自立して生活するための援助＞

＜多様な支援＞

＜包括的に提供＞する体制を整備する

2項

＜関係機関及び民間の団体の協働＞

<早期から切れ目なく実施>

3項

<人権の擁護>

<男女平等の実現>

これらが護られていない現実があったからこそ基本理念に盛り込まれ、これが法文化されたのであり、その経緯を想起できるよう、より具体的にこれらを基本方針に盛り込むこと。

(5) 実施段階で理念と実行が乖離齟齬しないようにするための工夫

- ・理念の具現化の実施例を、可能な限り、基本方針段階で例示すること
- ・現行政省令通達等のどこが問題だったかを意識し、その点を積極的に改変すること。新設政省令であっても従来法令と対比しつつ、実施段階で後退しないようにすること。

以上